

愛西市高齢者等外出支援

福祉タクシー料金助成事業



一部を補助します！

愛西市が移動に係る費用の

内 容	
対象となる人	愛西市に住んでいる、要支援１、２、要介護１～５又は身体障害者手帳１～３級の方で ・ 常時、車椅子を必要とする人 ・ 寝たきりの人
利用時間	福祉タクシー事業者の運行時間内
移送範囲	制限なし（ただし、発着点が自宅または医療機関※ ^１ ・社会福祉施設※ ^２ であること。） ※ ^１ 医療機関として認められない例としては、薬局、あん摩マッサージ指圧・鍼灸院などの施術所、補聴器・眼鏡専門店などです。 ※ ^２ 社会福祉施設とは主に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、障害者支援施設、療養介護等です。これら以外を発着点とする場合は事前にご相談ください。
回数	利用券（９６枚／年度）にてご利用いただき、超過料金をお支払い頂きます。
申請手続き	高齢福祉課または各支所にて申請をしてください。 利用を決定するにあたり必要に応じて面接を行わせていただきます。
利用料金	総費用の９割または５，４００円のいずれか低い金額を市が補助しますので、残りをタクシー会社へお支払いください。

問い合わせ先：愛西市保険福祉部高齢福祉課 ０５６７－５５－７１１６（ダイヤル）